

# 「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、群馬県企業局（以下「企業局」という。）所有の水力発電所の発生電力を企業局が指定する高圧又は特別高圧受電施設（以下「指定需要家」という。）に供給する相手方（以下「買受人」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものである。

## 1 件名

「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集

## 2 事業概要

本公募は、指定需要家に対し、企業局所有の水力発電所で発電する電力を水力発電がもつ非化石価値の帰属も含めて供給する小売電気事業者を選定することを目的とする。

具体的な電力の供給については、本公募により決定する買受人と指定需要家との協議を踏まえた両者による電力需給契約により決定することとなるが、企業局所有の水力発電所の電力供給については、以下のとおりである。

- （１）供給する電力は企業局指定の水力発電所で発電する電力である。
- （２）供給量に対し需要過多となり、供給量が不足した場合には、買受人は別途調達した電力により補填する。補填電力分については、電源種別は限定されず、補填電力分における非化石価値の扱い等については、買受人と指定需要家との電力需給契約に委ねることとする。

## 3 応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）令和４・５年度群馬県競争入札参加資格者名簿において、物品の販売の資格を有し、営業品目に電力（販売）がある者。もしくは、物品の購入の資格を有し、営業品目に電力（購入）がある者であること。  
なお、公募開始時点で登録されていない者については、申込までに競争入札参加資格審査申請を行い、「１３ 問合せ先」まで連絡すること。
- （２）群馬県企業局財務規程（昭和３９年企業管理規程第５号）第１３２条の３２第３項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- （３）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者であること。
- （４）これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第３１条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第３４条第４項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。

- (5) 令和2年度から令和4年度の各年度において、400,000,000kWh以上の電力供給実績があること。
- (6) 本公募は、複数の者が共同で参加することができる。その場合、代表者をあらかじめ定めておくこと。また、全ての者が上記(1)から(4)の条件を満たすこととし、少なくとも1者が、上記(5)の条件を満たすこと。

## 4 履行期間

令和6年4月1日 0時～令和9年3月31日 24時

## 5 質問・回答

- (1) 本公募に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面（様式自由）により提出期限までに提出すること。
- ・提出期限：令和5年10月6日（金） 16時
  - ・提出先：群馬県企業局経営戦略課
  - ・提出方法：電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）
- (2) (1)による質問については、質問した者に対し電子メールにより回答し、内容について県ホームページにて公表する。

## 6 参加申込書の提出

- (1) 本公募に参加希望の者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。
- ・提出書類：参加申込書（様式第1号）  
応募参加資格確認資料（様式第2号）  
電力の供給実績を示す書類（直近3会計年度分：様式は任意）
  - ・提出期限：令和5年9月15日（金） 16時
  - ・提出先：群馬県企業局経営戦略課
  - ・提出方法：電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）
- (2) 提出書類に基づく参加資格の確認結果については、参加申込者に対し令和5年9月22日（金）16時までに電子メールにて通知する。
- (3) 参加資格を有すると通知された者に対し、以下の追加資料を提供する。
- ・企業局の容量市場収入に関する資料

## 7 提案書の提出

参加資格を有すると通知された者は、提案書（様式第3号）を提出期限までに提出すること。

- ・提出期限：令和5年10月23日（月） 16時
- ・提出先：群馬県企業局経営戦略課
- ・提出方法：電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）

## 8 提案を求める具体的項目

本公募では、指定需要家への提供価格が最低である買受人を選定する。具体的な事項は以下のとおりとする。

### (1) 提案に求める指定需要家提供価格

「地産地消型P P A（群馬モデル）小売電気事業者募集仕様書」に定める全指定需要家の令和6年4月1日0時から令和9年3月31日24時における供給予定量に対し、徴収する電力料金総額を提案すること。なお、提供価格に消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含まないものとし、指定需要家への電力供給の際に法令等に従い適切な額を加算することとする。燃料費等調整費については、水力発電による電力が基本であるため計上しないこととする。

また、提供価格の積算に用いた指定需要家各受電施設の料金の構成について、提案書別紙に記載すること。その際、需要規模等に応じた料金設定を行ってよいが、各受電施設間で不当な料金差が生じないよう配慮すること。

なお、企業局から買受人へ提供する電力料金については、以下のとおりとする。

電力料金単価 15円/kWh（消費税及び地方消費税を含まない）

提供価格について、供給に要する費用が、著しく廉価であると判断された場合は、評価の対象としない。

## 9 相手方の決定

提出された提案書をもとに企業局において審査を行い、審査結果を全応募者に対し令和5年10月25日（水）までに電子メールにて通知する。買受人として選定された者については、合わせて担当者あて電話にて連絡する。

## 10 参加申込の辞退

参加申込書を提出した後に、本公募への参加を辞退する場合には、令和5年10月23日（月）までに参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

## 11 企業局及び指定需要家との契約

### (1) 「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力売却契約

買受人は、企業局と速やかに「「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力売却契約書（案）」をもとに協議のうえ、契約を締結しなければならない。

- ・相手方：群馬県企業管理者 中島 啓介
- ・期間：締結日～令和9年3月31日
- ・契約保証金：免除

### (2) 指定需要家との電力需給契約

買受人は、指定需要家と電力料金及びその構成等について協議を行い、指定需要家を相手方とする電力需給契約書を締結すること。

協議にあたっては、「8」で提案した提供価格を基本とすることとする。

なお、買受人は、当該協議にて指定需要家から供給地点の追加などの申出、変更があった場合には、誠意をもって対応すること。

## 12 提案に係る実績確認

提案された指定需要家への料金については、各指定需要家からの実績報告により企業局にて内容を確認し、疑義が生じた場合は買受人に確認を行う場合がある。

## 13 問合せ先

群馬県企業局経営戦略課 戦略・DX推進係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁27階北フロア

電話：027-226-3915

E-mail：kkeieika@pref.gunma.lg.jp